

研修の実施概要

1. 受講対象者について

東海国立大学機構および岐阜大学に所属する全教職員および岐阜大学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員

①受講対象外となる者について

研究費等の執行に関わらないとコンプライアンス推進責任者が判断した者で、下記の要件に該当する場合、受講免除となる場合があります。

- (1) 長期休業者等（産前産後休暇、育児休業、長期病気休暇等）
- (2) 非常勤講師，招へい教員
- (3) 名誉教授
- (4) 他機関勤務者（在籍出向者、企業でのインターシップ等）
- (5) 現場業務に限る者（運転手、保育士、郵便配達者、機械保工、観測点計測者、農・林地作業者、業務支援室、博物館週末受付者等）
- (6) 医療従事者（係長相当職以上は除く）
- (7) 令和5年9月30日に在籍する構成員のうち、令和6年3月31日までに退職する者で、本学では研究費等を執行しない旨、コンプライアンス推進責任者が責任をもって認めた者
- (8) その他、統括管理責任者が除外することを認めた者

※上記対象者でも科研費(分担金を含む)等外部資金を有している方は受講対象です。

※受講対象外となる方については、受講期限前に各部局の事務に確認します。

②受講開始後の新規採用者・転入者について

受講開始後に新規で着任した方については随時受講対象者として追加します。新規の方は着任後1か月以内に受講するよう部局より依頼してください。

但し、10月以降に採用された方は、受講対象者名簿には記載せず、報告の対象外となります。TACTのシステムには登録し、受講はできますので、特に科研費等外部資金を申請する方については受講するよう部局より依頼してください。

③学生について

学生については、別途「学生向け公的資金の使用に係るe-Learning」を実施しますので、原則そちらの研修を受講するよう案内してください。

但し、日本学術振興会の特別研究員等、自ら研究費を獲得し予算の管理・執行を行う学生は、この教職員向けのe-Learningを受講する必要があります。

学振特別研究員については最初から受講対象者として登録しておりますが、それ以外に受講が必要な学生がいましたら研究安全管理課にお知らせください。

なお、教職員向けと学生向け、両方受講することは可能です。

④派遣職員について

派遣職員につきましては、機構アカウントを申請し、利用している方のみ受講対象として登録します。

2. 受講方法について

(1) 下記の URL より TACT 受講画面にアクセスしてください。

<https://tact.ac.thers.ac.jp/portal/>

(2) TACT トップ画面右上の  ボタンをクリックし、機構アカウントでログインしてください。

ログイン方法については TACT トップ画面「TACT に関するお知らせ」「【各種案内】」「・ログインについて」をご覧ください。

(3) 画面上部にあなたが受講対象者となっている研修のタイトルが表示されます。

その中の「2023GO_公的資金の使用に係る e-Learning (岐大教職員)」(○は部局により異なるアルファベットが入ります) をクリックしてください。

(4) 「受講の手順/INTRODUCTION」の画面が表示されましたら、記載に従いテキストの確認、テストの受講、成績およびフィードバックの確認の順で受講をお願いします。

所要時間は新規の方で約 30 分、昨年度も受講している方は 10 分ほどです。

(5) テストは 2 つのパートに分かれています。

パート 1 誓約書・確認書 3 問

本研修の理解度チェックテスト開始前に、「執行経費の使用にあたっての誓約書」、「財務会計システムの使用に係る確認事項」、「発注事務に係る届出書」を確認していただきます。「A. 同意する」にチェックすることにより、記載事項について同意したことになります。

このパートにおいては全て A を選んでください。B を選ぶと下記テスト結果に関わらず「不合格」となります。

パート 2 「公的資金の使用に係る e-Learning テスト」20 問

合計 23 問

パート 1 の配点は 3 問合計で 40 点、パート 2 の配点は 1 問 3 点です。

100 点満点中 94 点以上 (パート 2 の 20 問のうち不正解は 2 問まで) で合格となります。91 点以下 (不正解 3 問以上) は不合格となります。

(6) 「成績簿/Gradebook」に記載されている「コース成績」において「合格/Pass」が表示されましたら受講は完了です。

3. 未受講者への対応について

当該 e-Learning は文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」における「コンプライアンス教育の実施」に該当するものであり、毎年受講率を文部科学省に報告しております。

原則受講対象者は100%受講済みで報告することが求められており、受講率が100%より低いと指摘事項として調査の対象となる場合があります。

受講率100%とするため、未受講者には以下のとおり受講の催促を行う予定です。

- (1) 9月初旬 全教職員にメールで受講のリマインドを送付します。
- (2) 9月中旬 個別の未受講者に対し、研究安全管理課から直接リマインドのメールを送付します。
- (3) 10月初旬 9月30日の最終受講期限までに受講しなかった方の氏名一覧を各部局のコンプライアンス推進責任者および推進副責任者に送付し、未受講者への催促を依頼します。
- (4) 11月 教育研究評議会において、各部局の受講率を報告し、11月末までに未受講者0となるよう部局および研究安全管理課から催促します。

※11月末時点で未受講者がいる場合、来年度以降は未受講者に対し具体的なペナルティを課すことを検討する予定です。

受講に関するお問い合わせ（ログインできない、テストの受講場所が分からない、テストに合格したか分からない、自分が受講対象者かどうか分からない等）は下記にご連絡ください。

お問い合わせ先

研究安全管理課研究安全管理 G 林
電話：052-747-6410
Mail: ken-kousei@t.thers.ac.jp

財務部財務課総括グループ 坂田
岐阜大学内線 2094
Mail: zim-soumg@t.gifu-u.ac.jp